

特記仕様書（畑地かんがい末端散水器材）

第1章 総 則

第1節 一 般

- 1 本仕様書は、令和3年度畑地帯総合整備事業（担手支援）牧之原 2-2 期地区その1畑地かんがい末端散水器材調達に適用する。
- 2 本仕様書に定めのない事項については、「農業土木工事共通仕様書（平成30年4月（令和2年4月改訂）農政水産部）」に準じる。

第2章 材 料

第1節 規 格

- 1 使用材料は、すべて日本工業規格または、これに準拠したものでなければならない。
- 2 材料の耐用年数は10年以上でなければならない。
- 3 納入材料は、納入に先立ちその品質規格寸法等について主要材料納入願いを担当者に提出すること。

第3章 散水器材の搬入

第1節 運 搬

- 1 器材の積み卸しに際しては、突き放し、放り投げ、引き卸等によって器材に衝撃を与えてはならない。特に、両端接続部、塗装部を損傷しないように必要に応じて保護を行うとともに、取扱は慎重に行わなければならない。
- 2 運搬に際しては、車体の振動等による器材の損傷を避けるため、ゴムシート、ムシロ等で保護を行うものとする。

第2節 搬入場所

- 1 搬入場所は、都城市横市町（牧之原2-2期、2-3期地区内）とする。

第4章 器材規格

第1節 吊下式スプリンクラー+散水チューブ（Cタイプ）セット

- 1 散水器（吊下式スプリンクラー）
 - ・吊下式スプリンクラーは脱着式とし、標準作業圧 0.2 ～ 0.25Mps、散水量 2.2L /分程度、散水直径約 8 m程度の器種で、ストッパーありとする。
- 2 散水器（散水チューブ（Cタイプ））
 - ・標準作業圧 0.10Mpa の時、散水量 1.5 ℓ/分・m 程度、散水幅 6 m（片幅 3 m）とし、末端部は散水チューブ用ストッパーとする。
- 3 減圧弁
 - ・減圧弁は、口径 50mm とし、調整型、圧力計付きとする。
- 4 液肥混入器
 - ・液肥混入器は、ベンチュリー式とし、口径 40mm とし、標準作動流量 30 ～ 300L / min とする。
- 5 ストレーナー
 - ・ストレーナーは、ディスク式で口径 50mm とする。
- 6 自動かんすいタイマー
 - ・自動かんすいタイマーは、コントローラー分離式で乾電池式とし、口径 50mm、雨センサー付きの製品とする。

7 チューブ巻取り機

- ・散水チューブ巻取り機は、リールの取り外しが可能なものとする。

第2節 大型スプリンクラー

1 散水器（大型スプリンクラー）

- ・大型スプリンクラーは、散水直径約 40 m の器種である。

2 継手

- ・継手はニューカップラー式継手とし、材質はアルミ合金製とする。

3 導水ホース

- ・設置・収納作業が容易なフラット型ホースの製品とする。

第3節 散水チューブ（タイプ A）

1 導水ホース

- ・設置・収納作業が容易なフラット型ホースの製品とする。

2 ストレーナー

- ・ストレーナーは、ディスク式で口径 50mm とし、架台付きの製品とする。

3 減圧弁

- ・減圧弁は、口径 50mm とし、調整型、圧力計付きとする。

4 自動かんすいタイマー

- ・自動かんすいタイマーは、口径 50mm、雨センサー付き及び保護ボックス付きの製品とする。

5 継手

- ・継手はニューカップラー式継手とし、材質はアルミ合金製とする。

6 散水器（散水チューブ（Aタイプ））

- ・標準作業圧 0.25Mpa の時、散水量 2.6 ℓ/分・m 程度、散水幅 16 m（片幅 8 m）とし、末端部は散水チューブ用ストッパーとする。

7 チューブ巻取り機

- ・散水チューブ巻取り機は、タイヤ付きで移動が容易なものとし、リールの取り外しが可能なものとする。

第5章 その他の特記事項

第1節 協力体制

- 1 器具を購入後、最初の水使用（散水）に当たり不具合が生じた場合には原因を明らかにし、協議のうえ製品の修理・交換を行うものとする。
- 2 器具の取扱等について、使用者からの問い合わせに対応できるよう、質問の窓口を明確にしておくこと。

第2節 連絡先

宮崎県北諸県農林振興局 総務課

TEL : 0986-23-4508

FAX : 0986-22-7473

E-mail : kitamoro-norin@pref.miyazaki.lg.jp